



12 子どもと子育て家庭を地域で支える



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する『なんでも相談』を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるような情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および光が丘・大泉・関子ども家庭支援センターに配置しており、令和元年度は5,495件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

令和元年度は6,589件の相談があった。(虐待に関する相談714件、養育に関する相談1,402件、不登校に関する相談137件、育児しつけ等の相談〔児童相談所等の問合せ含む。〕4,336件)

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関子ども家庭支援センター、西大泉ぴよぴよ、光が丘・北大泉児童館ぴよぴよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館ぴよぴよで実施しており、令和元年度は延186,651人の利用があった。

2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、令和元年度は、延80,814人の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 子育て家庭集いの場 (個人利用)

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童

クラブ室を開放している。令和元年度は76か所で実施し、延べ29,008人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場 (団体利用)

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である(予約制)。17児童館のうち学童クラブがある13館全てと、厚生文化会館の計14施設で実施している。令和元年度は延べ57団体への貸出しを行った。

4 外遊び型子育てのひろば おひさまぴよぴよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しむ場である。元年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園、中村かしわ公園で実施し、延べ22,504人の親子が参加した。令和元年度より相談員を配置し、子育てに関するさまざまな相談に応じている。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、つぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

【利用できるサービス】

令和元年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ738枚(時間)
助産師ケア事業(乳房ケアなど)	延べ3,945枚(件)
産科医療機関実施事業	延べ321枚(件)
子育て支援講座	延べ108枚(件)
ファミリーサポート事業	延べ2,135枚(時間)
乳幼児一時預かり事業	延べ6,306枚(単位(※))

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は、妊娠期から2歳になる月の末日までで、原則36時間まで利用できる。令和元年度は、延1,662時間の利用があった。

3 ファミリーサポート(育児支えあい)事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア(援助会員)が、利用会員登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業。令和元年度末現在の会員数は、利用会員8,541人、援助会員270人、両方に登録している両方会員が14名だった。

4 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時につぎの施設で一時的に養育する事業である。

(1) 子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では、宿泊を伴わない日帰り利用を実施している。元年度は、延1,322人の宿泊利用と延26人の日帰り利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

聖オディリアホーム乳児院（生後2か月～2歳未満）

陽だまり荘（2歳～小学6年生）

東京都石神井学園（2歳～18歳未満）

(2) 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業

午後5時から午後10時までの夜間一時保育事業。元年度は、延790人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

練馬びよびよ（ひろば室）・光が丘びよびよ（一時預かり室）〔2歳～小学6年生〕

東京都石神井学園〔2歳～18歳未満〕

5 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後2か月から小学校6年生までの児童を最大14日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。

陽だまり荘は、令和元年度は延べ125人の利用があった。なお、聖オディリアホーム乳児院は、31年4月から開始し、延べ42人の利用があった。

6 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、元年度は、延24,727人の利用があった。

7 外遊びの場の提供事業

公園の樹木や土、水などの自然と触れ合いながら子どもと保護者が自由に遊べる場として、光が丘公園をはじめ、区内の公園などで実施している。

令和元年度は146回実施し、延べ16,125人の参加があった。

また、モデル事業として、3歳から就学前児童の親子が自然豊かな憩いの森や大規模公園の中を移動しながら遊ぶ移動型の外遊びの場事業を実施した。令和元年度は、西本村憩いの森と石神井公園で実施し、令和2年度から本格実施する。

8 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウをともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

令和元年度は全6回の連続講座を4回実施し、42人が受講した。

9 練馬こどもカフェ

令和元年6月から、在宅で子育てをしている世帯に向け、民間カフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施する「練馬こどもカフェ」を開始した。

令和元年度は3か所で全40回開催し、親子延べ171組が参加した。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するため、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

令和元年度は4,965件（うち電話相談は454件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。また、児童館や保健相談所と協力し、親子で楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできるイベント「子育ての輪」を令和元年度まで毎年11月に石神井と光が丘で開催した。

元年度は2,014事業12,036人の参加があった。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に光が丘公園と石神井公園の2か所で開催している。それぞれの会場では木工作やスタンプラリー、スポーツ体験会などが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

令和元年度は5月11日に開催し、当日の来場者は延べ54,900人であった。



〔第37回練馬こどもまつり ポスター〕

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給ならびに子どもおよびひとり親家庭等の医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。令和元年度末現在の支給児童数は、79,903人である。支給月額はずぎのとおりである。

[子ども一人当たり支給額] (単位:円) 令和元年度末現在

対象	金額	
0～3歳未満(一律)	15,000	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生(一律)	10,000	
所得超過世帯(一律)	5,000	

2 児童育成手当

(1) 育成手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は児童1人につき13,500円、令和元年度末現在の支給児童数は7,082人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、令和元年度末現在の支給児童数は446人である。

3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。令和元年度は632人に支給した。

4 児童扶養手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。なお、28年度から29年度にかけての制度改正後は、児童2人目

以降の加算額を増額する一方、加算額を毎年見直すため物価スライド制が導入された。また、1人目と同様に児童2人目以降の加算額も所得に応じて支給額が定まる。

児童1人の場合の令和元年度末現在の支給月額は、全額支給は42,910円(一部支給は42,900円～10,120円)、児童2人の場合10,140円(一部支給は10,130円～5,070円)加算、3人目以降は1人につき6,080円(一部支給は6,070円～3,040円)加算となる。令和元年度末現在の支給児童数は、5,318人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

令和元年度末現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,200円、中度障害児は34,770円、令和元年度末現在の支給児童数は合わせて595人である。

6 子ども医療費助成

乳幼児を対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

令和元年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が40,864人、子ども医療証が51,718人、合計92,582人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を扶養する保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。令和元年度末現在の対象人員は、3,194世帯、4,566人である。